# 令和4年第6回(12月)上越市議会定例会

# 農政建設常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提出課	ページ
議案第124号	上越市下水道条例の一部改正について		1~2
議案第125号	上越市農業集落排水条例の一部改正につ いて	生活排水対策課	3~4
議案第126号	上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽 の設置等に関する条例の一部改正につい て	5	
議案第136号	市道路線の認定について	道路課	6~10
議案第102号	令和4年度上越市一般会計補正予算(第5 号)	道路課ほか	11~17
議案第107号	令和4年度上越市下水道事業会計補正予 算(第2号)	生活排水対策課ほか	18~24

所	管 委 員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第124号
提	是 出		生活排水対策課

# 上越市下水道条例の一部改正について

### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保するため、使用料を改定するもの

#### 2 改正内容

(1) 下水道使用料の月額を次のとおり改定する。(第22条関係)

	区分	汚水の排除量	改定前	改定後
	基本使用料	5 m³まで	1,576.30円	1,669.80円
		6 m³から 10 m³まで	81.40 円	86.90 円
加沙王士	超過使用料 (1 ㎡につき)	11 m³から 20 m³まで	195.80円	210.10円
一般汚水		21 m³から 30 m³まで	222. 20 円	238. 70 円
		31 ㎡から 100 ㎡まで	253.00円	284. 90 円
		101 ㎡以上	313.50円	346. 50 円
公衆浴場汚水		1 m³につき	72.60 円	78. 10 円

- (2) この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、(1) の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る下水道使用料から適用することとする。(附則第2項関係)
- 3 施行期日 令和5年4月1日
- 4 上越市下水道条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

		改	正案				改	正	前	
第	(使用) 22条	料の額) 略			第	(使用) 22条	料の額) 略			
	区	分	汚水の排 除量	月額		区	分	汚水( 除量	の排	月額
	一般 汚水	基本使 用料	5 m³まで	1,669.80円		一般	基本使 用料	5 ㎡ま	で	1,576.30円

改		改 正 前						
超過使 用 料 (1 ㎡ に つ き)	用料 10 m³まで (1 m³ 11 m³から につ 20 m³まで					超過使 用 料 (1 ㎡ に つ き)	6 m から 10 m まで 11 m から 20 m まで 21 m から 30 m まで	81. 40 円 195. 80 円 222. 20 円
	31 m³から 100 m³まで	284. 90 円				31 m³から 100 m³まで	253.00 円	
	101 m <sup>3</sup> 以上	346. 50 円				101 m <sup>3</sup> 以上	313.50円	
公衆浴場汚水	-   1 ㎡につき   78.10 円			公衆水	浴場汚	1 ㎡につき	72.60 円	
備考 略 2 略				備考 略 2 略				

所:	管 委 員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第125号
提	是 出		生活排水対策課

# 上越市農業集落排水条例の一部改正について

#### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保 するため、使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 排水処理施設使用料の月額を次のとおり改定する。(別表第1関係)

区分	汚水の排除量	改定前	改定後
基本使用料	5 m³まで	1,576.30円	1,669.80円
	6 m³から 10 m³まで	81.40 円	86. 90 円
	11 m゚から 20 m゚まで	195.80円	210. 10 円
超過使用料   (1 m³につき)	21 m³から 30 m³まで	222. 20 円	238. 70 円
(1 m (C )e)	31 m から 100 m まで	253.00円	284. 90 円
	101 m³以上	313.50円	346. 50 円

- (2) この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、 (1)の改正は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る排水処理施設使用料から適用することとする。 (附則第2項関係)
- 3 施行期日 令和5年4月1日
- 4 上越市農業集落排水条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

						(入り十月月)	が以正固別)
		改 正 案				改 正 前	
別	表第1(第)	7条関係)		別	表第1(第7	7条関係)	
	区分	汚水の排除量	月額		区分	汚水の排除量	月額
	基本使用 料	5 m³まで	1,669.80円		基本使用 料	5 m³まで	1,576.30円
	超過使用 料 (1 ㎡	6 ㎡から 10 ㎡まで	86.90 円		超過使用 料 (1 ㎡	6 m³から 10 m³まで	81.40円
	につき)	11 ㎡から 20 ㎡まで	210.10円		につき)	11 ㎡から 20 ㎡まで	195.80 円
	·		-		· 		- •

改 正	案	改 正 前			
21 m³から 30 m³まで 31 m³から 100 m³まで	238. 70 円 284. 90 円	21 m³から 30 m³まで 31 m³から 100 m³まで 222. 20 円			
100 ㎡ 以上	346. 50 円	101 ㎡以上 313.50円			
備考略		備考略			

所:	管 委 員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第126号
提	是 出		生活排水対策課

# 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例 の一部改正について

### 1 改正理由

下水道事業の今後の収支見通しを踏まえ、持続可能な事業経営に必要な収入を確保 するため、使用料を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 浄化槽使用料の月額を次のとおり改定する。(別表第2関係)

浄化槽の規模	改定前	改定後
5人槽	3,993円	4,323円
6~7人槽	4,389円	4,741円
8~10人槽	5,478円	5,808円
11~50人槽	市長が定める額	

- (2) (1)の改正は、令和5年4月分の浄化槽使用料から適用し、同年3月分までの浄化槽使用料については、なお従前の例によることとする。 (附則第2項関係)
- 3 施行期日 令和5年4月1日
- 4 上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例改正案新旧対照表 (大松部分が改正策所)

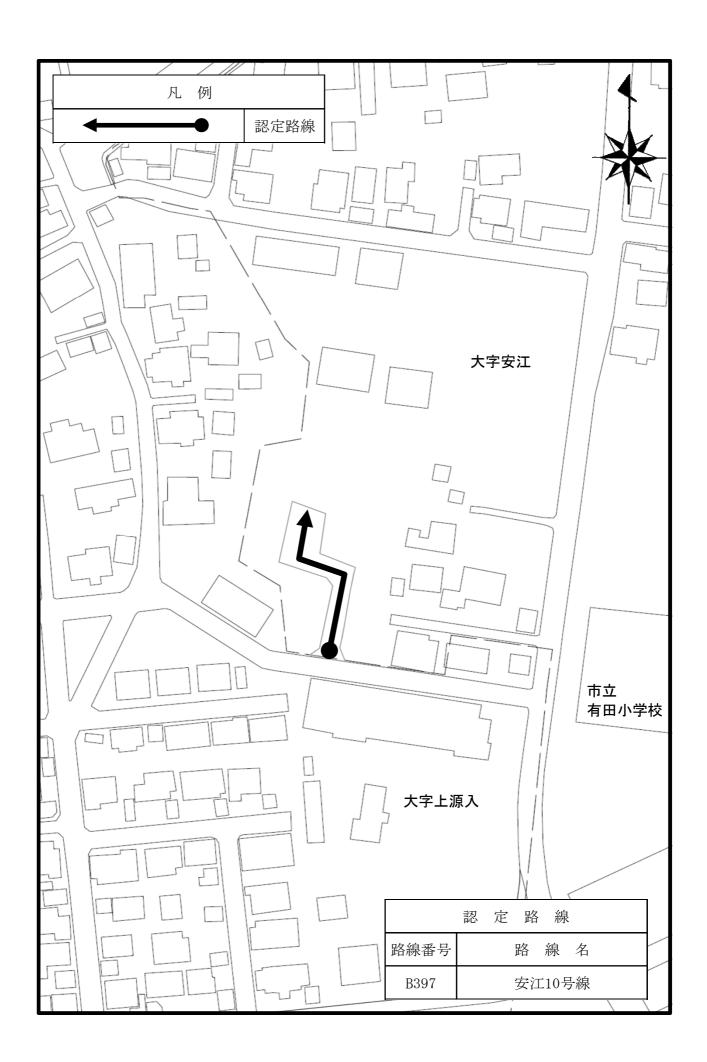
					(	<b>太件部分が以上固</b> り	<i>ク</i> トノ
	改	正案		改	正前		
別	別表第2(第15条関係)			別	表第2(第15条関	<b>月</b> 係)	
	浄化槽の規模	使用料の額			浄化槽の規模	使用料の額	
	5人槽	4,323円			5人槽	3,993円	
	6~7人槽	4,741円			6~7人槽	4,389円	
	8~10人槽	5,808円			8~10人槽	5,478円	
	11~50人槽	市長が定める額			11~50人槽	市長が定める額	
	備考略			,	備考 略		

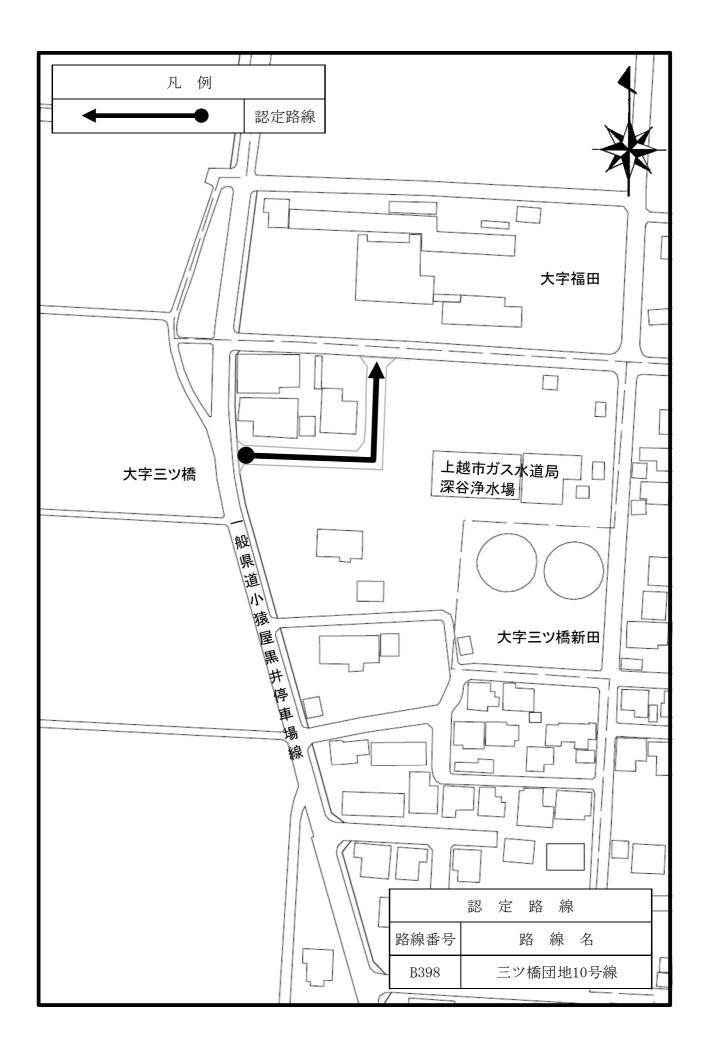
所	管 委 員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第136号
提	出	課	道路課

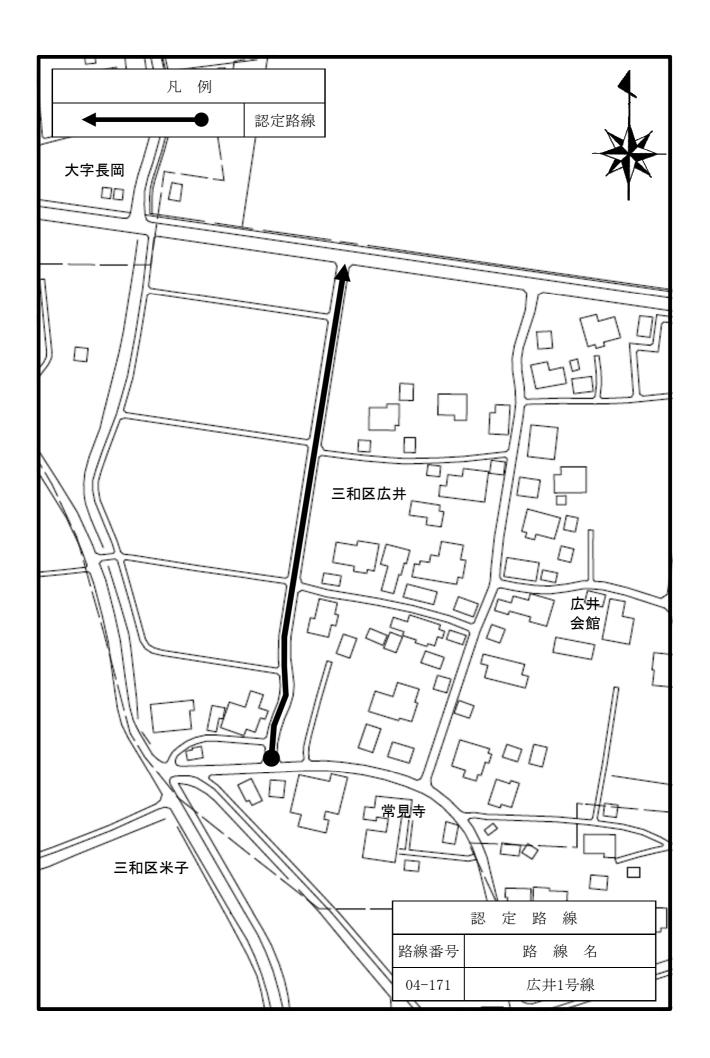
# 市道路線の認定について

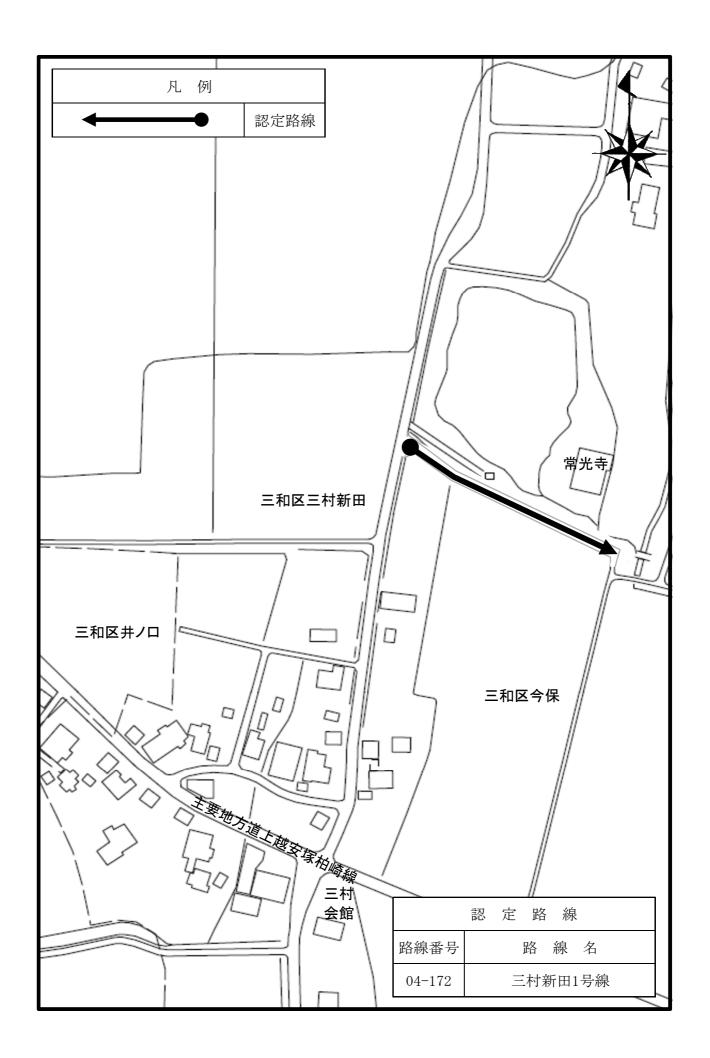
# 認定路線

路線	路線名	幅員	(m)	延長	路面状況	認定理由	ページ
番号	FG 粉入口	車道	道路敷き	(m)	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	於是生日	
B397	安江 10 号線	6.5~ 15.3	6.5~ 15.3	76. 6	アスファルト	民間の開発 行為により 新たに認定 するもの	7
B398	三ツ橋団地 10 号線	6.5~ 11.0	6.5~ 11.0	83. 3	アスファルト	民間の開発 行為により 新たに認定 するもの	8
04- 171	広井1号線	5.5~ 6.9	6.0~ 9.9	238. 1	アスファルト	町内会から の要望によ り新たに認 定するもの	9
04- 172	三村新田 1号線	5.0~ 9.5	7.0~ 11.0	119. 4	アスファルト	町内会から の要望によ り新たに認 定するもの	10
合	計4路線			517. 4			









所	管 委 員	会	農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第102号
提	出	課	道路課

|--|

事業	名	補正前	補 正 額	補正後
道路維持	費	869, 191	1, 591	870, 782

主 な 補	正財源		主	な	経	費
一般財源 1,591		需用費		1, 591		

### 【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる直江津駅道路施設他 14 施設の電気料金を増額するもの

# 【補正内容】

○直江津駅道路施設他 14 施設

区分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	9, 364	1, 591	10, 955
うち電気料金	9, 242	1, 591	10, 833

歳出科目 (P38~P39)	8款2項2目	道路維持費
----------------	--------	-------

事	業	名	補正前	補 正 額	補正後
上越妙高駅	周辺施設約	推持管理費	27, 999	4, 935	32, 934

主 な 補	正財源		主な	経	費
一般財源 4,935		需用費	4, 935		

### 【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる上越妙高駅道路施設の電気料金を増額 するもの

# 【補正内容】

○上越妙高駅道路施設

区 分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	9, 984	4, 935	14, 919
うち電気料金	9, 984	4, 935	14, 919

歳出科目 (P38~P39)   8 款 2 項 5 目   除雪費
------------------------------------

事業名	補正前	補正額	補 正 後
消融雪施設管理費	129, 853	13, 680	143, 533

主 な 補 正 財 源	主な経費
一般財源 13,680 需用	用費 13,680

### 【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる市道仲町線消雪パイプ施設他 183 施設の電気料金を増額するもの

# 【補正内容】

○市道仲町線消雪パイプ施設他 183 施設

区分	. 分 補正前 補正額		補正後	
光熱水費	45, 361	13, 680	59, 041	
うち電気料金	35, 144	13, 680	48, 824	

歳出科目 (P38~P39)   8 款 2 項 5 目   除雪費
------------------------------------

事 業 名	補正前	補 正 額	補正後
除雪費	3, 246, 505	18, 350	3, 264, 855

主 な 補	正財源	主	こ な	経	費
一般財源 18,350		需用費	18, 350		

# 【補正理由】

今冬の除雪に備えて劣化の著しい除雪機械の消耗品費を増額するもの

# 【補正内容】

	区 分	補正前	補正額	補正後	
需	<b>等用費</b>	256, 844	18, 350	275, 194	
	消耗品費	30, 515	18, 350	48, 865	

歳出科目 (P38~P39)	8款5項3目	公園費

事業名	補正前	補正額	補正後
公園管理費	211, 792	1, 743	213, 535

	主 な 補	正財	源		主	な	経	費	
一般財源	1,743			需用費		1, 743			

# 【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる高田城址公園他 88 公園の電気料金を増額するもの

### 【補正内容】

○高田城址公園他 88 公園

区 分	補正前	補正額	補正後	
光熱水費	17, 025	1,743	18, 768	
うち電気料金	8, 893	1, 743	10, 636	

# 債務負担行為の補正について

### 1 内容

令和 5 年度に実施する予定の市道舗装及び外側線の計画的修繕について、施工時期の 平準化と早期発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

### 2 限度額

188,260 千円

# 3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額
令和4年度	0
令和5年度	188, 260
合 計	188, 260

### 4 実施概要等

舗装の計画的修繕 162,052 千円

地区	路線名	施工地	実施内容
合併前上越市	北城高校南通線ほか6路線	本城町ほか	オーバーレイ工他
安塚区	沼木線	朴の木	切削オーバーレイエ
浦川原区	花立線	下柿野	切削オーバーレイエ
大島区	小高岩線	牛ケ鼻	打換・切削オーバーレイエ
柿崎区	高速側道 1 号線	柿崎	オーバーレイエ
大潟区	大潟 17 号線	犀潟	切削オーバーレイエ
頸城区	頸城線	上三分一	切削オーバーレイエ
吉川区	下町小苗代線	下町	オーバーレイエ
中郷区	江端二本木線	藤沢	切削オーバーレイエ
板倉区	下関田・別所線	栗沢	オーバーレイエ
清里区	青柳道島線	青柳	切削オーバーレイエ
三和区	水科線	川浦他	切削オーバーレイエ

# 外側線の計画的修繕 26,208 千円

地区	路線名	施工地	実施内容
市内一円	栄町一・石橋一丁目 2 号線ほ	栄町二丁目	外側線及び中央線の
1131 3 1 3	か 179 路線	ほか	引き直し

所管委員会			農政建設常任委員会
関	係 案	件	議案第107号
提	出	課	生活排水対策課

支出科目 (P111)	1款1項	下水道事業費用 営業費用	
-------------	------	--------------	--

科	目	名	補 正 前	補正額	補 正 後
	管渠費		347, 431	9, 347	356, 778

	経	費	内	訳		
給料 48	賞与引当金	:繰入額		71	法定福利費引当金繰入額	18
手当 446	法定福利費	•		162	光熱水費	8, 602

### 【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる春日新田マンホールポンプ他 523 施設 の電気料金を増額するもの

# 【補正内容】

○春日新田マンホールポンプ他 523 施設

区 分	補正前	補正額	補正後
光熱水費	47, 323	8, 602	55, 925
うち電気料金 (公共下水道事業)	24, 597	4, 252	28, 849
うち電気料金 (農業集落排水事業)	22, 683	4, 350	27, 033

支出科目 (P111)	1款1項	下水道事業費用 営業費用
-------------	------	--------------

科	目	名	補正前	補正額	補正後
	処理場費		1, 213, 920	55, 554	1, 269, 474

		経	費	内	訳		
給料	△277	賞与引当金	:繰入額		69	法定福利費引当金繰入額	14
手当	624	法定福利費	•		286	光熱水費	54, 838

### 【補正理由】

エネルギー価格の高騰に伴い、不足が見込まれる下水道センター他 49 施設の電気料金を 増額するもの

# 【補正内容】

○下水道センター他 49 施設

区 分	補正前	補正額	補正後	
光熱水費	199, 085	54, 838	253, 923	
うち電気料金 (公共下水道事業)	81, 188	22, 450	103, 638	
うち電気料金 (農業集落排水事業)	114, 117	32, 388	146, 505	

支出科目 (P112)	1款2項	下水道事業費用 営業外費用
-------------	------	---------------

科	目	名	補 正 前	補 正 額	補正後
支払利息	及び企業債	取扱諸費	1, 067, 720	7, 197	1, 074, 917

		経	費	内	訳	
企業債利息	7, 197					

### 【補正理由】

公共下水道事業における企業債利息について、借入先の利率が当初の見込みを上回った ため、所要額を増額するもの

# 【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	
企業債利息	1, 063, 690	7, 197	1, 070, 887	
企業債利息 (公共下水道事業)	902, 719	7, 197	909, 916	

支出科目 (P112) 1 款 3 :		項   下水道事業資本的多		資本的支出	企業債償還	金				
			·					単位:	千円	
科	Ħ	名		補 正 前		有	甫正 額	補正征	发	
企	業債償還金			8, 118, 230				275	8, 118	, 505
		T	経	 費	内	訳			_	

275

### 【補正理由】

企業債償還金

公共下水道事業及び農業集落排水事業における企業債償還金について、借入先の利率見 直しに伴い、所要額を増額するもの

### 【補正内容】

区分	補正前	補正額	補正後	
企業債償還金	8, 118, 230	275	8, 118, 505	
企業債元金償還金 (公共下水道事業)	6, 483, 615	100	6, 483, 715	
企業債元金償還金 (農業集落排水事業)	1, 631, 258	175	1, 631, 433	

提 出 課	下水道建設課
-------	--------

# 債務負担行為の補正について

### 1 内容

令和5年度に実施する予定の公共下水道汚水管渠整備について、施工時期の平準化と早期 発注を図るため、債務負担行為を設定するもの

### 2 限度額

231,018 千円

# 3 年度ごとの支出予定額

(単位: 千円)

期間	金額
令和4年度	0
令和5年度	231, 018
合 計	231, 018

### 4 実施概要等

公共下水道汚水整備事業

地区	施工地	実施内容					
合併前上越市	下荒浜	汚水管渠工事 物件移転補償	φ200mm ガス管、水道管	L=160m 一式			
一百7年11工28月	鴨島三丁目	汚水管渠工事 物件移転補償	φ150~200mm ガス管、水道管	L=186m 一式			

